

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆中国国家税务总局發布《對外貿易企業が増値税専用発票を使用して輸出増値税還付を行う問題に関する公告》(国税発 [2012] 22号, 2012年6月1日發布)

對外貿易企業が税務機関に進項税(仕入に係る増値税)額の控除を申請する際の、増値税専用発票の処理方法を明確にするため、国家税务总局は2012年6月1日に《對外貿易企業が増値税専用発票を使用して輸出増値税還付を行う問題に関する公告》(以下、《公告》)を發布した。これは国家税务总局が《国家税务总局〈増値税専用発票審査検査操作規定(試行)〉發布に関する通知》(国税発 [2008] 33号)、《国家税务总局 認証の際にすでに失効、もしくは廃止となった増値税専用発票の処置の承認》(国税函 [2008] 607号)、《国家税务总局 期限超過した増値税控除用証憑についての公告》(2011年第50号)等の發布後、對外貿易企業に対して輸出増値税還付の適用条件をさらに明確にしたものである。

具体的には、以下の4つの増値税専用発票について、所管税務機関を通して進項税控除の許可がおりることが規定されている。

1. 紛失した発行済の増値税専用発票
2. 認証の際にすでに失効、もしくは廃止となった増値税専用発票

☆《「第12次五カ年計画」における税理士業界の発展指導に対する意見》に関する通知(国税発 [2012] 39号, 2012年4月24日發布)

国家税务总局は、「第12次五カ年計画」における税理士業界の発展指導に対する意見」を發表した。この意見は、中国税理士業界の方向性を決定めるうえで非常に重要なものとなっている。

この意見によれば、「第11次五カ年計画(2006年から2010年)」終了時において、中国全国の税理士事務所の総数は4,231に、業務収入は80億1,000万元に達し、税理士業界従事者8万4,567人、そのうち税理士は3万1,894人と

3. 控除の審査結果が異常とされた増値税専用発票

4. 期限が超過した増値税専用発票

對外貿易企業に対して、中国国家税务总局は以下の点を明確にしている。

- (1) 對外貿易企業は、税務機関に進項税控除を許可された増値税専用発票を輸出増値税還付の申請証憑として、所管税務機関に提出し輸出増値税還付を申請する。
- (2) 税務機関は、對外貿易企業に対し、輸出増値税還付の手続きにおいて、税務機関の進項税額の控除の許可に要する増値税専用発票の具体的な申請条件を明確にする。
- (3) 《公告》において控除を許可された増値税専用発票の控除許可資料を税務機関内部の控除許可資料とする。また、輸出増値税還付審査システムにおいて増値税専用発票の審査情報と調査情報を比較し、増値税専用発票情報に間違いがない場合、輸出増値税還付規定に従い輸出増値税還付の手続きを行う。

なっている。

「第12次五カ年計画」における税理士業界の発展指導に対する意見」では、「第12次五カ年計画(2011年から2015年)」終了時まで、業界収入の倍増を目指すこととされている。具体的な数値目標として、税理士試験合格者12万人、税理士業界従事者12万人、そのうち税理士5万人、税理士事務所総数6,000の達成が掲げられている。数値目標以外では、税理士事務所

Topics

の合併、スムーズな業務転換、税務関連業務範囲の更なる拡大、高度な税務サービス、新しい業務割合のさらなる向上の実現を図ることとされている。

国家税务总局による具体的な支援項目として特に注目されるのは、合併による税理士事務所の大型化の推進と中国ブランドの税理士事務所の育成を5年以内に行うとされている点である。この中国ブランドの税理士事務所の特徴は以下のとおり。

- 業務収入1億元超
- 健全な内部管理体制の確保
- 高度な税務サービスが提供可能
- 国際化

☆企業所得税税務処理に関する若干の問題の公告

(国家税务总局公告2012年第15号, 2012年4月24日發布, 2011年1月1日実施)

国家税务总局は、「企業所得税納税所得税額に関する若干の問題についての公告」を發表した。この公告は、企業所得税の以下の実務的な処理について、当局の解釈を明らかにしている。

1. 季節工、臨時工等の費用の税引き前控除に関する問題
2. 企業の融資費用支出の税引き前控除についての問題
3. 代理サービスを行う企業の営業コストの税引き前控除についての問題
4. 電信企業の手続費用及びコミッションの支出の税引き前控除に関する問題
5. 接待費用等の設立準備に関する税引き前控除の問題

なお、過年度に実際に発生し、過年度に企業所得税税引き前控除を行うべきであった支出、あるいは過年度の控除額が過少であった支出に

中国公認会計士業界では、2009年10月3日に財政部から「我が国の公認会計士業界の発展を促進させるための若干の意見」(国弁発 [2009] 56号)が發表され、5年後を目途に国際業務などを手掛ける中国資本の大型会計事務所を10社前後育成する方針が打ち出されている。さらに、2012年5月2日には財政部、商務部等の5つの部・委員会から「中外合併会計事務所の現地化に向けた制度改革プラン」(財会 [2012] 8号)が發表され、国際会計事務所の中国化が促されている。

中国税理士業界においても、中国公認会計士業界の動きと歩調を合わせ、大型化と国際化の波が訪れようとしている。

ついて、企業はそれらに関する申告及び説明を行った後、同項目が発生した年度にさかのぼって控除額を計算することができる。その際、さかのぼって申告できる期間(遡及確認年度)は5年間である。

上記理由により企業所得税の過去の納税額が過大となっている企業は、遡及確認年度において控除しきれない支出額がある場合、次年度以後に繰越控除もしくは過年度の税額の還付申請を行うことができるとされている。

赤字企業が遡及確認年度の前に企業所得税税引き前控除が行われていない支出を確認し、あるいは黒字企業が遡及確認を経て支出額の遡及控除を行った後に赤字となった場合、まずその支出のあった年度の赤字額を計算し、次に赤字を埋め合わせる原則に応じて、将来支払うべき企業所得税額を減額して処理を行う。

■中税諮詢集団(CTAC Group)は、グローバルにビジネス展開を行う中国の国際税務専門家グループです。主なサービス内容は、移転価格、事前確認、M&A、クロスボーダー再編、税務調査対応、非居住者の個人所得税等です。URL: <http://www.ctacgroup.com/>

■ノベル国際コンサルティングは、大手国際会計事務所の中堅メンバーによって設立された国際税務専門家グループです。主なサービス内容は、海外展開支援、移転価格、クロスボーダーM&A・事業再生、国際相続等です。URL: <http://novelintl.com/>

※本記事は、中国政府、国家税务总局及び地方税務局が發布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。